

(通則)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年10月11日東京都条例第111号)第39条(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第110条の2(第114条及び第134条において準用する場合を含む。))、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。))、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。))、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。))及び、「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成25年3月5日世田谷区条例第17号)第41条(第60条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。))、第60条の18(第60条の20の3、第60条の38及び第81条において準用する場合を含む。))及び第177条(第191条において準用する場合を含む。))、「世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」(平成30年3月6日世田谷区条例第30号)第30条(第33条において準用する場合を含む。))、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年3月30日東京都条例第41号)第38条(第52条において準用する場合を含む。))、「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」(平成24年3月30日東京都条例第42号)第38条(第53条において準用する場合を含む。))、「東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年6月27日東京都条例第98号)第36条(第51条において準用する場合を含む。))、「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」(平成30年3月30日東京都条例第51号)第38条(第53条において準用する場合を含む。))、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」(平成24年10月11日東京都条例第112号)第54条の9(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。))、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。))、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。))、「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成25年3月5日世田谷区条例第18号)第38条(第66条及び第87条において準用する場合を含む。))並びに「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例」(平成27年3月9日世田谷区条例第15号)第29条(第35条において準用する場合を含む。))の規定による事故が発生した場合の介護保険事業者(以下「事業者」という。))から世田谷区(以下「区」という。))への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

2 「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第1 2(1)並びに「世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」第1 2(1)で規定する宿泊サービスを提供する際に発生した事故についてもこの要領に定めるところにより区に報告するものとする。

(目的)

第2条 この要領は、事業者による介護サービス及び前条第2項に規定する宿泊サービスの提供(以下「介護サービス等」という。)に関して事故が発生した場合に、事業者が速やかに区にその状況を報告し、事故の解決及びその再発防止を図るために、報告の内容及び手順などを定めることを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、第1号から第3号までについては、事業所側の責任や過失の有無に関わらず報告するものとする。

(1) 介護サービス等による利用者のけがや死亡事故等(以下「けが等」という。)

けが等とは、死亡事故のほか、外傷、骨折、誤えん、誤与薬等のうち医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)又は入院したものをいう。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易なものは除く。

なお、「介護サービス等」には、送迎及び通院等を含めるものとする。

(2) 介護サービス等により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生又は発生するおそれのあるもの。ただし、損害賠償の程度が軽度なもので、利用者及び家族等との話し合いが終了したものは除く。

(3) 利用者及び従業員等から感染症、食中毒及び疥癬の患者が発生し、利用者へのサービス提供に影響する恐れがあるもの

なお、感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という。)に定める感染症のうち、次のものをいう。

ア 1～5類感染症。ただし、5類の定点把握を除く。

イ 新型インフルエンザ等感染症

ウ アに相当する指定感染症

エ 指定感染症

(4) 従業員の法令違反及び不祥事等のうち、利用者へのサービス提供に影響するおそれのあるもの

(例)利用者の個人情報漏洩、送迎時の交通事故など

(5) 介護サービス等提供中に利用者が行方不明になったもの(警察署等に届出したもの)

(6) その他、特に保険者から報告を求められたもの

(対象者等)

第4条 事故報告は、事故に係る介護サービス等利用者が区内在住者(住所地特例により当区の被保険者である者を含む。以下同じ。)の場合及び施設サービスを提供する施設の所在地が区内の場合に行うものとする。

(報告項目)

第5条 事業者が報告すべき項目は次に掲げるとおりとする。

(1) 報告年月日

(2) 事業所情報(事業所名、事業所番号、サービス種別等)

(3) 利用者情報(氏名、住所、被保険者番号、サービス提供開始日、身体状況等)

(4) 事故状況

(5) 事故の概要(発生日時、発生場所、事故の種別、第一発見者、過去3ヶ月以内の同一被保険

者に関する事故の有無、事故の内容等)

- (6) 事故発生時の対応(発生時の対応、受診方法、受診先、診断名、診断内容 検査・処置等の概要等)
- (7) 家族等への報告(報告の有無、報告した家族等の氏名、利用者との続柄、報告年月日、連絡者氏名、連絡内容、連絡した関係機関等)
- (8) 事故発生後の状況(利用者の状況等)
- (9) 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析等)
- (10) 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期及び結果等)
- (11) 損害賠償の有無(状況等)
- (12) その他(居宅介護支援事業所名、担当者名、所在地、電話番号、特記すべき事項等)

(報告手順)

第6条 事業者は、事故発生時の第一報として前条第1号から第3号まで及び第5号の項目を記載した事故報告書(第1号様式)(以下「報告書」という。)又は区長が認める様式により、当該利用者が区内在住者の場合はその住所地を管轄する総合支所保健福祉センター保健福祉課(以下「保健福祉課」という。)へ速やかに報告し、また当該利用者の住所地が区外(住所地特例により当区以外の被保険者を含む。)の場合には、事業者の所在地を管轄する保健福祉課へ報告するものとする。

- 2 事業者は、当該事故対応が終了したとき(対応報告)は、前項の報告書に前条第4号の項目を追記して、遅滞なく保健福祉課へ報告するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業者は事故発生から当該事故の対応まで短時日に終了したときは、第一報と対応報告とを兼用して報告することができるものとする。

(区の対応等)

第7条 区(介護保険課、保健福祉課、高齢福祉課、保健福祉政策課等)は、事業者からの事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに、関係各課が連携しながら、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うものとする。なお、各課のその他の役割分担はおおむね別表1のとおりとする。

- 2 区は、報告書を受領後別表2の順序で供覧するものとし、関係各課は課内供覧終了後に報告書の写しを保管するものとする。なお、保健福祉政策部保健福祉政策課は、すべての供覧終了後に原本を保管するものとする。
- 3 重大な事故については、必要に応じて、厚生労働省、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領の施行の際、改正前の世田谷区介護保険事故報告取扱要領に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則

この要領は、平成20年2月14日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日25世保福指第285号)

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日25世保福指第314号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日28世保福指第28号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日30世調指第92号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日31世調指第779号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日3世保福政第923号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

所属名	役 割
高齢福祉部介護保険課	1. 事故に伴う関連事業者への情報提供及び注意の喚起に関すること。 2. 高齢福祉課の欄に掲げる介護サービス事業以外の事故に伴う、事業者への連絡及び助言に関すること。
総合支所保健福祉センター保健福祉課	事故に伴う、利用者及び事業者への連絡、調整に関すること。
高齢福祉部高齢福祉課	介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス事業の事故に伴う、事業者への連絡及び助言に関すること。(介護予防サービス含む。)
保健福祉政策部保健福祉政策課	事故に伴う苦情処理の手續及び苦情相談の総括に関すること並びに国民健康保険団体連合会との連絡調整に関すること。

別表2

供覧順	所属名	備考
1	総合支所保健福祉センター保健福祉課	
2	高齢福祉部介護保険課	
3	高齢福祉部高齢福祉課	
4	保健福祉政策部保健福祉政策課	